第二十二条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項から第四項までの規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十一の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画を定めることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において第三条第一項及び第二項の規定により定められた職業訓練実施計画とみなす。

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、職業訓練を行う者の申請に基づき、その者の行う職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に適合するものであることについて同項の認定に相当する認定（以下この条において「相当認定」という。）をすることができる。

2　厚生労働大臣が相当認定をしたときは、当該相当認定は、施行日までの間に厚生労働省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、厚生労働大臣が行った第四条第一項の認定とみなす。

3　厚生労働大臣は、この法律の公布の日から施行日の前日までの間、独立行政法人雇用・能力開発機構に、相当認定に関する事務を行わせることができる。

4　独立行政法人雇用・能力開発機構は、この法律の公布の日から施行日の前日までの間、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）第十一条に規定する業務のほか、相当認定に関する業務及びこれに附帯する業務を行う。

5　この法律の施行の際現に独立行政法人雇用・能力開発機構に対してなされている第一項に規定する申請その他の手続は、機構に対してされた第四条第一項に規定する申請その他の手続とみなす。

（雇用保険法の一部改正）

第四条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　政府は、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練を行う者に対して、同法第五条の規定による助成を行うこと及び同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項の職業訓練受講給付金を支給することができる。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「、雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。」の下に「及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給」を加え、同項に次の一号を加える。

四　第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給については、当該職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

第六十六条第六項中「おいて、」の下に「第六十四条に規定する事業（第六十八条第二項において「就職支援法事業」という。）に要する費用（第一項第四号に規定する費用を除く。）及び」を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「及び就職支援法事業」を、「能力開発事業」の下に「（第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　前条の規定による改正後の雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第六条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「第五項」の下に「の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）」を加え、「第六十七条」を「同法第六十七条」に改め、「失業等給付の額」の下に「並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額」を加え、「失業等給付額」を「失業等給付額等」に改め、同条第八項中「能力開発事業」の下に「（同法第六十三条に規定するものに限る。）」を加える。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第七条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百一条第二項中「及び雇用保険事業」を「並びに同法第六十四条に規定する事業（以下「就職支援法事業」という。）に要する費用並びに雇用保険事業」に改める。

第百三条第三項中「歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業」の下に「（雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、「歳出額（次条第三項」を「歳出額（同条第三項」に改め、「失業等給付費」の下に「（就職支援法事業に要する費用を含む。第五項において同じ。）」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第八条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の七十の項中「第六十三条」の下に「若しくは第六十四条」を加え、同表の七十一の項の次に次のように加える。

七十一の二	厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による同法第四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の七十一の二の項中「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構」と、「第四条第一項の認定」とあるのは「附則第三条第一項の相当認定」とする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第十条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十二の次に次の一号を加える。

二十の二十三　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十一条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第六十二号まで」の下に「、第六十五号（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。）」を加える。